

京都大学 CFO オフィス規程

令和 8 年 3 月 2 4 日
達示第 2 3 号制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成 1 6 年達示第 1 号）第 4 7 条の 3 第 2 項の規定に基づき、京都大学 CFO オフィス（以下「オフィス」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 オフィスは、別表に掲げる業務を行う。

(組織)

第 3 条 オフィスに、オフィス長を置く。

2 オフィス長は、総長が指名する CFO とする理事その他総長が指名する理事の監督の下にオフィスの業務を掌理する。

第 4 条 オフィスに副オフィス長を置くことができる。

2 副オフィス長は、オフィス長の定めるところにより、オフィス長の職務を助けオフィスの職員を指揮しオフィスの業務を掌理する。

第 5 条 前 2 条に規定する者は、国立大学法人京都大学の職員のうちから総長が任命する。

(内部組織)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、オフィスの内部組織については、オフィス長が定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

CFO が行う業務に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関すること。

中長期の戦略に基づく財政計画に関すること。

概算要求に関すること（プロボストオフィスにおいて処理するものを除く。）。

予算に関すること（プロボストオフィスにおいて処理するものを除く。）。

事業・財務戦略に関し、総括し、及び連絡調整すること。